

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課(審査) (06-6208-9418)
処分課(担当)名	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整) (06-6208-9412)
処分の名称	合併による定款等の変更の認可
概 要	合併する組合の一方が合併後存続する場合は、定款及び事業計画又は事業基本方針の変更について市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第50条第4項
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>1 組合が施行する土地区画整理事業において、法第50条第1項から第3項の規定により、組合が合併した場合、その組合が申請すること。</p> <p>2 申請手続きが法令に違反していないこと（法第39条第2項で準用する法第21条第1項第1号） ※次のような場合、法令に違反します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各組合の合併の決議書が認可申請書に添付されていない場合 ・土地区画整理法施行規則第2条第7項に掲げる認可申請書の添付書類が添付されていない場合 ・新たに施行地区となるべき区域内の宅地の所有者及び借地権者のそれぞれの3分の2以上の同意を得ていない場合、又は、同意を得ていても、同意した者が権利を持つその区域内の宅地地積の合計がその区域内の宅地の総地積と借地権の目的となっている宅地の総地積との合計の3分の2以上に達していない場合（法第39条第2項で読み替えて準用する法第18条） <p>3 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続き又は内容が法令（事業計画の内容にあっては法第20条第3項の規定による市長の命令を含む。）に違反していないこと（法第39条第2項で準用する法第21条第1項第2号）。 ※次のような場合、法令に違反します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款に法第15条及び土地区画整理法施行令第1条に定める記載事項が記載されていない場合 ・事業計画及び事業基本方針の内容が次に掲げる法令に違反している場合 法第16条及び法第16条で準用する法第6条（事業計画） 土地区画整理法施行規則第5条（施行地区位置図及び施行地区区域図） 規則第6条（設計の概要に関する図書） 規則第7条（資金計画書） 規則第8条（施行地区及び工区の設定に関する基準） 規則第9条（設計の概要の設定に関する基準） 規則第10条（資金計画に関する基準） 規則第10条の2（土地区画整理事業の施行の方針） <p>4 法第39条第2項で読み替え準用する法第19条及び法第20条の手続きを経ていない場合 ・事業計画の変更にあたり法第39条第2項で準用する法第19条の2の手続きを経ていない場合</p> <p>4 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていないこと（法第39条第2項で準用する法第21条第1項第3号）。 ※施行地区的編入に適さない区域の例 <ul style="list-style-type: none"> ・農地として保全する必要のある土地 ・水害など防災上、山林のまま保全するのが要請される地域 ・土石流、崖崩れ、津波などの災害の恐れるある区域 ・都市計画法第12条第1項のうち第1号（土地区画整理事業）以外の各号に規定する市街地開発事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域 <p>5 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分であること（法第39条第2項で準用する法第21条第1項第4号）。 <ul style="list-style-type: none"> ・「経済的基礎」については、事業計画の中の資金計画等を検討して審査します。 ※資金計画における予定事業費が適切に算出されており、予定事業費を賄うだけの資金調達が可能であるかを審査します。 ・「的確に施行するために必要なその他の能力」については、法的知識、技術的能力等のノウハウや社会的信用等をもって検討し、審査します。 ※土地区画整理事業の実績、土地区画整理事業の所属状況、地方公共団体からの技術的援助の有無等により、事業を施行するためのノウハウを有しているか審査します。 ※犯罪歴等なければ、社会的信用を有しているとみなします。 <p>6 都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合は、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号のいずれかに該当するとき（法第39条第2項で準用する法第21条第2項）。 ※大阪市域の市街化調整区域は、新淀川、大和川の河川敷堤外地及び地先公有水面（海面）です。</p> </p></p>
標準処理期間	90日

経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)
提出時期	隨時
提出方法	必要書類を都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部連携事業課
ホームページ	
備 考	